

定期接種実施要領（抄） 新旧対照表

改正後	現行
第 1 1 ～ 1 1 （略） 1 2 （1）予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。 ア～キ （略） ク ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種にあつては、ワクチンの添付文書の記載に従つて、組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部に、組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部又は大腿四頭筋部に筋肉内注射する。 <u>組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部に筋肉内注射することとし、当該部位への接種が困難な場合は、大腿前外側部への接種を考慮すること。なお、その際、臀部には接種しないこと。</u> 接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。 ケ～サ （略） （2） （略） 1 3 ～ 2 3 （略） 第 2 各論 1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期接種 （1）ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用し、初回接種については生後 <u>2 月</u> に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的	第 1 1 ～ 1 1 （略） 1 2 （1）予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。 ア～キ （略） ク ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種にあつては、ワクチンの添付文書の記載に従つて、組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部に、組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は原則として上腕の三角筋部又は大腿四頭筋部に筋肉内注射する。接種前に接種部位をアルコール消毒し、接種に際しては注射針の先端が血管内に入っていないことを確認すること。同一部位への反復しての接種は避けること。 ケ～サ （略） （2） （略） 1 3 ～ 2 3 （略） 第 2 各論 1 ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風の定期接種 （1）ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用し、初回接種については生後 <u>3 月</u> に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的

には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(2) (略)

(3) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後 2 月 に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(4) ・ (5) (略)

(6) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後 2 月 に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種については生後 3 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(7) ・ (8) (略)

(9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後 2 月 に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20

には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(2) (略)

(3) ジフテリア、百日せき及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用し、初回接種については生後 3 月 に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(4) ・ (5) (略)

(6) ジフテリア及び破傷風について同時に行う第 1 期の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン又は沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後 3 月 に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

また、沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを使用した時は、初回接種については生後 3 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20 日から 56 日までの間隔をおいて 2 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(7) ・ (8) (略)

(9) 急性灰白髄炎の予防接種は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用した時は、初回接種については生後 3 月 に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として 20 日以上、標準的には 20

日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後 2 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(10) ～ (15) (略)

2 ～ 6 (略)

7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種

(1) ～ (5) (略)

(6) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種

に、組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合には、13 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間を標準的な接種期間とし、以下のいずれかの方法（アに掲げる方法については、第 1 回目の接種時に 12 歳となる日の属する年度の初日から 15 歳に至るまでの間にある者に対して当該予防接種を行う場合に限る。）により行うものとする。

ア 標準的な接種方法として、6 月の間隔をおいて 2 回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、5 月以上の間隔をおいて 2 回行うこと。

イ 標準的な接種方法として、2 月の間隔をおいて 2 回行った後、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて 1 回行うこと。ただし、当該方法をとることができない場合は、1 月以上の間隔をおいて 2 回行った後、2 回目の注射から 3 月以上の間隔をおいて 1 回行うこと。

(7) ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種に

当たっては、同一の者には、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用することを原則とするが、同一の者が組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワク

日から 56 日までの間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

また、不活化ポリオワクチンを使用したときは、初回接種については、生後 3 月に達した時から生後 12 月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、20 日以上の間隔をおいて 3 回、追加接種については初回接種終了後 6 月以上、標準的には 12 月から 18 月までの間隔をおいて 1 回行うこと。

(10) ～ (15) (略)

2 ～ 6 (略)

7 ヒトパピローマウイルス感染症の定期接種

(1) ～ (5) (略)

(新設)

(新設)

チンと組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性は一定程度明らかになっていることを踏まえ、市町村長が、組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用して 1 回目又は 2 回目までの接種を終了した者の接種について、（４）又は（５）に掲げる方法によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、以下のいずれかの方法により接種を実施して差し支えないこととする。

ア 1 回目に組換え沈降 2 価ヒトパピローマ様粒子ワクチン又は組換え沈降 4 価ヒトパピローマ様粒子ワクチンを接種した者が、1 回目の注射から 2 月の間隔をおいて組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを 1 回筋肉内に注射した後、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて同ワクチンを 1 回注射するものとし、接種量は毎回 0.5 ミリリットルとする方法。ただし、当該方法をとることができない場合は、1 回目の注射から 1 月以上の間隔をおいて組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを 1 回筋肉内に注射した後、2 回目の注射から 3 月以上の間隔をおいて同ワクチンを 1 回筋肉内に注射し、接種量は毎回 0.5 ミリリットルとすることとする。

イ 1 回目及び 2 回目に組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン又は組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを接種した者が、1 回目の注射から 6 月の間隔をおいて組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを 1 回筋肉内に注射し、接種量は 0.5 ミリリットルとする方法。ただし、当該方法をとることができない場合は、2 回目の注射から 3 月以上の間隔をおいて組換え沈降 9 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを 1 回筋肉内に注射し、接種量は 0.5 ミリリットルとすることとする。

（８）キャッチアップ接種において、過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種

（６）組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンと組換え沈降 4 価ヒトパピローマウ

類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、同一の者が異なるワクチンを接種した場合の安全性、免疫原性及び有効性について、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。

(9) ~ (12) (略)

8 ~ 12 (略)

ウイルス様粒子ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性に関するデータは限定的であることから、同一の者には、原則、過去に接種歴のあるワクチンと同一の種類のワクチンを使用すること。

ただし、キャッチアップ接種において、過去に接種したヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの種類が不明である場合、接種を実施する医療機関の医師と被接種者とで十分に相談した上で、接種するワクチンの種類を選択すること。この場合、結果として、異なる種類のワクチンが接種される可能性があるため、ワクチンの互換性に関する安全性、免疫原性及び有効性についても、十分な説明を行うこと。さらに、過去に接種したワクチンの種類が不明である旨が予診票に記載されていることを確認すること。

(7) ~ (10) (略)

8 ~ 12 (略)